

社会保険 労務士法人 大竹事務所通信

2020年2月(Vol. 154)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

2020年は「未払い残業代対策」が課題の年？

◆セブン-イレブン・ジャパンで未払い残業代問題

昨年12月、セブン-イレブン・ジャパンは、パート・アルバイトの残業代が一部未払いとなっていた件で、永松社長が記者会見で謝罪しました。同社の支払不足額は2012年3月以降分だけで4.9億円（遅延損害金1.1億円含む）に上り、1人当たり最大280万円となっていました。

原因は精勤手当や職責手当等、残業代の対象となる手当を含めずに計算していたことにあり、12月15日掲載の東洋経済ONLINEの記事によれば、「2001年に計算式を変えた際、式に基づいて計算が正しく行われるかという確認はしていた。しかし、人事や労務管理のプロである社会保険労務士によって計算式そのものが正しいか確認された記録はなく、今までミスが放置されていた」ということです。

◆未払い残業代放置は経営を直撃するダメージになり得ます

この問題により、同社は厳しい批判を浴びせられました。批判は、未払いの発生のみならず、労働基準監督署の是正勧告等を受けていたにもかかわらず長年放置していた姿勢にも向けられました。こうした批判は、今後の人材募集にも深刻な影響を与えかねません。

◆今年4月以降、未払い残業代リスクは更なる脅威に

昨年12月27日、厚生労働省は、賃金等支払いを請求する権利の時効を現行の2年から原則5年へと延長する方針を固め、4月1日以降、労働基準法が改正される見通しとなりました。

改正法施行後も、当面の間は3年とされる見通しですが、5年経過後に見直し、以降は原則どおり5年とすべきという意見も出されています。

つまり、未払い残業代が発覚した場合でも、これまでは2年分の不足分を支払えばよかったです。2倍以上の金額を支払わなければならないこととなります。

◆残業代が適正に支払われているかチェックを受けましょう

4月1日以降は、時間外労働時間の上限規制も全面施行となるため、残業時間のカウントと残業代の支払いに注意を払う必要があります。

ソフトやクラウドサービスを利用しているから大丈夫と思っても、セブン-イレブン・ジャパンのように計算方式が誤っていて、未払い残業代が発生し続けるといったこともあり得ます。二の舞を踏んで危機に陥らないためにも、一度チェックを受けてみてはいかがでしょうか？

利用者急増！？ “退職代行”サービス

◆“退職代行”とは

近年、退職代行サービスの利用者が増加しています。退職代行サービスとは、直接退職の意思を伝えることが難しい従業員に代わり、退職意思の伝達や、処理を行うものです。利用者は退職する企業と一切やり取りをすることなく、自分で辞めるよりもスムーズに退職できると謳う業者が多いのが特徴です。

一方、弁護士のいない代行会社も多く、その場合は利用者の意思・希望の伝達以上のことはせず、退職にまつわる交渉等をするには、企業は従業員本人と連絡をとらなければなりません。費用は3～5万円が多く、

弁護士に依頼するよりも当初の費用は抑えられますが、代行する行為にも制限があるのが特徴です。

◆背景にある問題

利用者が増加する背景には、さまざまな問題があります。退職代行サービスを利用する理由として多いのは、次のようなものです。

- ① 退職の意思を伝えたが、人手不足や上司の多忙等を理由に受け入れてもらえない
- ② パワハラがあり、相手の態度・言動が怖くて退職を言い出せない
- ③ 執拗な引留め交渉に時間を取られたくない

従業員本人としては退職の意思が固まっているにもかかわらず、企業側がそれを受け入れないという状況が読み取れます。「自分の意思が尊重されないのでは」という思いが利用者側にあるようです。

◆企業の対応

従業員が退職代行サービスを利用すると、ある日突然、代行会社から企業に連絡がきます。書面や電話等により、「当該従業員は本日より出社できない、有給を消化したうえで退職したい、以降の連絡は退職代行会社へしてほしい」という旨を伝えられることが多いようです。突然出社しなくなるため、退職の理由を従業員本人から聞く機会もなければ、業務の引継ぎも難しい場合がほとんどです。

原則として退職は自由です。それが従業員本人の意思であれば、企業は退職を受け入れ、必要な手続きを速やかに行うのが一般的です（交渉すべき事項がある場合は除く）。

問題がこじれるのを防ぐためにも、日頃から従業員とのコミュニケーションを密にし、退職代行サービスを利用しなくてもよいと思える環境を企業が整備することが求められます。

ひとり親従業員に対する支援と助成金

母子世帯・父子世帯の世帯数は、平成 27 年の国勢調査によると、母子世帯で 754,724 世帯、父子世帯で 84,003 世帯でした（平成 27 年 10 月 1 日現在）。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子

家庭の母、父子家庭の父の就業は困難なことも多いと思われます。社員には安心して長く働いてもらいたいと考える企業にとって、ひとり親従業員に対して何ができるでしょうか。

◆「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」受賞企業の取組策

厚生労働省では、ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を平成 18 年から行っています。平成 30 年度に受賞した企業の取組みを見てみましょう。

【株式会社ヨシケイ】（埼玉県／夕食材料等の配達事業）

- ・社員から「本音の困りごと」を聴き取り、常に職場環境の改善を重ねる
- ・子供を家で待たせないために定時退社の促進。家族での時間を確保するため、有給休暇の取得を促進
- ・完全週休 2 日制。ノー残業
- ・婦人科検診実施や人間ドックの補助
- ・子供が病気でも休めるバックアップ体制

【株式会社羽島企画】（岐阜県／福祉・介護サービス事業等）

- ・定時退社、夜勤時間帯の就労免除
- ・0～2 歳児の保育料援助（提携保育園へ預ければ保育料無料）
- ・会社行事への子連れ参加 など

【有限会社ライフケア】（熊本県／福祉・介護サービス事業等）

- ・保育園で預かってもらえないときの子連れ出勤
- ・時間単位有給休暇取得制度 など

◆企業に対する厚生労働省の助成金

- ① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：ハローワーク等の紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成。
- ② トライアル雇用助成金：ハローワーク等の紹介で、ひとり親を一定期間（原則 3 カ月）試行雇用する事業主に、助成金を支給。
- ③ キャリアアップ助成金の加算：キャリアアップ助成金正社員化コース（有期契約労働者等を正規雇用

労働者等に転換または直接雇用した場合に助成)を実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算。

「災害への備え」できていますか？

◆企業に求められる「災害への備え」

関東地方で地震が頻発しているというニュースに接し、改めて「災害への備え」について考えたという方も多いのではないのでしょうか。

企業には、災害への備えとして、人命の安全確保や物的被害の軽減のための対策、事業継続（BCP）の視点からの対策を講じておくことが求められます。中でも重要なのは、「従業員の安全を守る」ための対策です。

◆災害に係る企業の安全配慮義務

企業は従業員に対する安全配慮義務を負っていますが、自然災害についても、状況によって法的責任があるものと考えるのが妥当です。たとえば東日本大震災での津波被害に係る七十七銀行事件判決（仙台地判平成26年2月25日・仙台高判平成27年4月22日）では、企業は社員の生命や健康が自然災害の危険からも保護されるよう、安全に配慮する義務を負う旨が述べられています。

◆従業員を守るための対策

企業の安全配慮義務を果たし、従業員を災害から守るための対策としては、たとえば、災害時の対応マニュアルを策定して従業員向けに周知徹底しておくこと、防災訓練を実施することが挙げられます。また、社内の防災体制を整備するとともに、災害時の安否確認の方法についても情報を共有しておきましょう。いずれも当然のことではありますが、いざ事が起こったときには、当然のことがきちんと行われていたかが問われます。

首都直下型地震や南海トラフ地震も、いつ発生しても不思議ではないとされています。できるだけ早期に、「従業員の安全を守るための備え」ができていないか、改めて確認しておきましょう。

2月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

3日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

17日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]
- ※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

3月2日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税の納付<第4期>
[郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

春のように暖かかったり、真冬に逆戻りしたような寒さになったり、この冬はやっぱり少し“変”に思うのは気のせいでしょうか。

例年流行するインフルエンザやノロウイルスなどに加え、今年は新型コロナウイルスにも気をつけなければなりません。マスクが店頭で品薄になっていて不安になりますが、落ち着いて手洗い・消毒などの基本的予防をしっかり行いたいと思います。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.0)